

うるま市の 財政健全化判断比率・資金不足比率

R7.01.06 うるま市財務政策課

財政健全化とは

平成19年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「健全化法」)がつくられました。

この法律に基づいて、地方公共団体は財政の健全化を示す比率を毎年公表しています。

健全化を示す4つの比率

実質赤字比率

連結実質赤字
比率

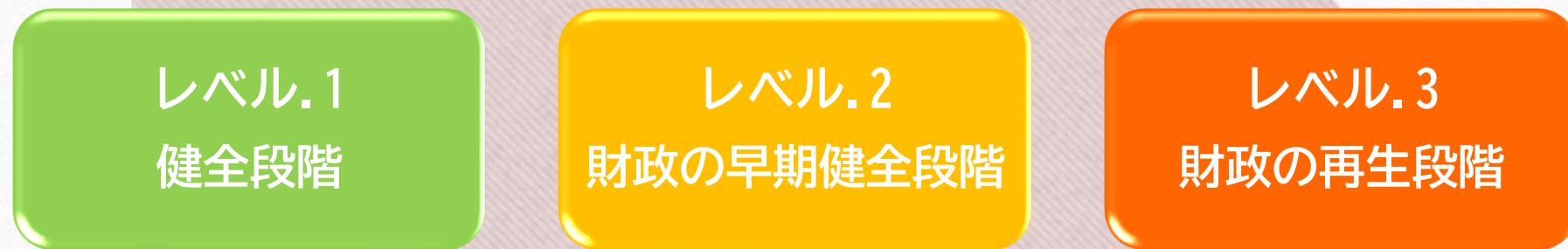
実質公債費
比率

将来負担比率

財政健全化判断の基準

財政健全化比率は「健全段階」「財政の早期健全段階」「財政健全化計画」の3つの基準に区分されます。

4つの比率のうち、1つでも基準を超えた場合は、「財政健全化計画」「財政再生計画」を定め、健全化を図っていくことになります。



レベル2.【財政の早期健全化段階】

自主的な改善努力による財政の健全化

- 財政健全化計画をを定めて公表し、総務大臣・都道府県知事へ報告します。
- 実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

レベル3.【財政の段階再生】

国などの関与による確実な再生

- 財政再生計画を定めて公表し、総務大臣と協議して同意を求めることができます。
- 総務大臣の同意を得なければ、地方債の発行が制限されます。
※災害復旧事業などを除く
- 実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

うるま市令和5年度決算に基づく健全化判断比率

令和5年度決算に基づいて健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標も早期健全化判断基準を下回っており、「**健全段階**」です。

	うるま市の 健全化判断比率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
①実質赤字比率	— (黒字)	11.76	20.00
②連結実質赤字比率	— (黒字)	16.76	30.00
③実質公債費比率	6.2 (3年平均)	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	—

実質赤字比率とは

普通会計の収支が赤字になった時の指標です。

うるま市では黒字でしたので、実質赤字比率は生じませんでした。（健全段階）

一般会計の実質赤字額

※標準財政規模

※標準財政規模・・・人口、面積等からその地方公共団体の標準的な状態で通常的に収入されると見込まれる一般財源の規模を示す指標

連結実質赤字比率とは

普通会計に、特別会計(国民健康保険事業等)と公営企業会計(水道・下水道等)を含めた全ての会計の実質赤字を表す指標です。

うるま市では黒字でしたので、連結実質赤字比率は生じませんでした。(健全段階)

全会計の実質赤字額

標準財政規模

実質公債費比率とは

元利償還金(借入金の返済金)等の標準財政規模に対する比率

うるま市の令和5年度の実質公債費比率は6.1%でした。(健全段階)

※3年平均では6.2%

借金の返済額

標準財政規模

将来負担比率とは

将来の負担(地方債や退職金等)の標準財政規模に対する比率

この比率が高いと将来的に負担額を支払う必要があるため、今後の財政運営が硬直化する可能性が高くなります。

うるま市において、令和5年度は将来負担額に充当可能な財源が、将来負担額を上回っていたので将来負担比率は生じませんでした。

将来負担額－積立金等の総額

標準財政規模

【公営企業について】資金不足比率

公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率

- 20%以上の場合、経営健全化計画を定めなければなりません。
- 令和5年度決算では資金不足額が生じた公営企業はないため、資金不足比率は生じませんでした。

(単位：千円)

会 計 名	事業の規模 ①	資金不足額 ②	資金不足比率 ②／①
水道事業会計	2,665,531	—	—
下水道事業会計	973,969	—	—
農業集落排水事業特別会計	935	—	—

結果：「健全段階」です

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果は、いずれの指標においても早期健全化基準を下回る「健全段階」でした。

しかしながら、今後の社会情勢から財政状況が厳しくなることが予想されますので、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。